

広川町 産後ケア事業



産後のお母さんの心身のケアや、育児のサポートを行い、安心して子育てができる環境を整備することを目的としています。産院等を退院後、産後のお母さんと赤ちゃんに合わせたケア（宿泊型・日帰り型）を受けることができます。

利用できる方	産後ケアの内容
<ul style="list-style-type: none"> ●広川町内に住所（住民票）がある方 ●産後 1 年未満のお母さんとその赤ちゃん ●以下の項目に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・産後の体調不良や育児不安がある ・家族等からの支援が十分に得られない 	<ul style="list-style-type: none"> ●お母さんの身体的・心理的ケア ●授乳に関する相談・指導 ●沐浴に関する相談・指導 ●乳房管理に関する相談・ケア ●育児に関する相談・指導 

利用種別・利用料金について

種別	利用時間・利用上限	利用料	所得の区分
ショートステイ （宿泊型）	<ul style="list-style-type: none"> ・入退所時刻は、利用者の希望を踏まえ、各医療機関が決定する。 ・3食の食事付き。 ・利用上限：6泊7日まで 	4,600円（1泊2日）	町民税課税世帯
		1,000円（1泊2日）	町民税非課税世帯
		0円（1泊2日）	生活保護世帯
デイサービス （日帰り型）	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、入所から6時間以内の利用を1日とする。 ただし、昼食の提供及び利用者の希望を踏まえ、各医療機関が決定する。 ・利用上限：7日まで 	1,900円（1日）	町民税課税世帯
		300円（1泊）	町民税非課税世帯
		0円（1泊）	生活保護世帯

協力医療機関一覧

八女市・筑後市内の産婦人科医療機関を利用していただきます。詳しくはホームページをご覧ください。

ご利用方法

1 利用申請	<p>利用希望日の原則 1 週間前までに、子育て支援係に「広川町産後ケア事業利用申請書」を提出してください。</p> <p>申請書は当係窓口もしくは広川町のホームページからダウンロードできます。</p> <p>※出産予定施設での利用を希望される方は、あらかじめ出産予定施設にご相談ください。</p>
2 利用決定	<p>利用が決定したら「広川町産後ケア事業利用承認通知書」を送付いたします。</p> <p>・・・利用内容の変更やキャンセルについて・・・</p> <p>利用決定後に内容の変更やキャンセルをする場合は、早急に子育て支援係へ連絡してください。連絡がなく、変更や無断でのキャンセルとなった場合は、利用料金等を利用施設に対し、お支払いしていただく場合があります。</p> <p>※施設のベッドの空き状況によっては、希望する施設が利用できない場合があります。</p>
3 利用開始	<p>準備するものや利用にあたっての注意事項は利用施設へお尋ねください。</p> <p>利用中は施設の指示に従ってください。</p>
4 終了	<p>利用料金は、直接利用施設へお支払いください。</p> <p>利用終了後、体調などの確認のために保健師や助産師から連絡することがあります。</p>